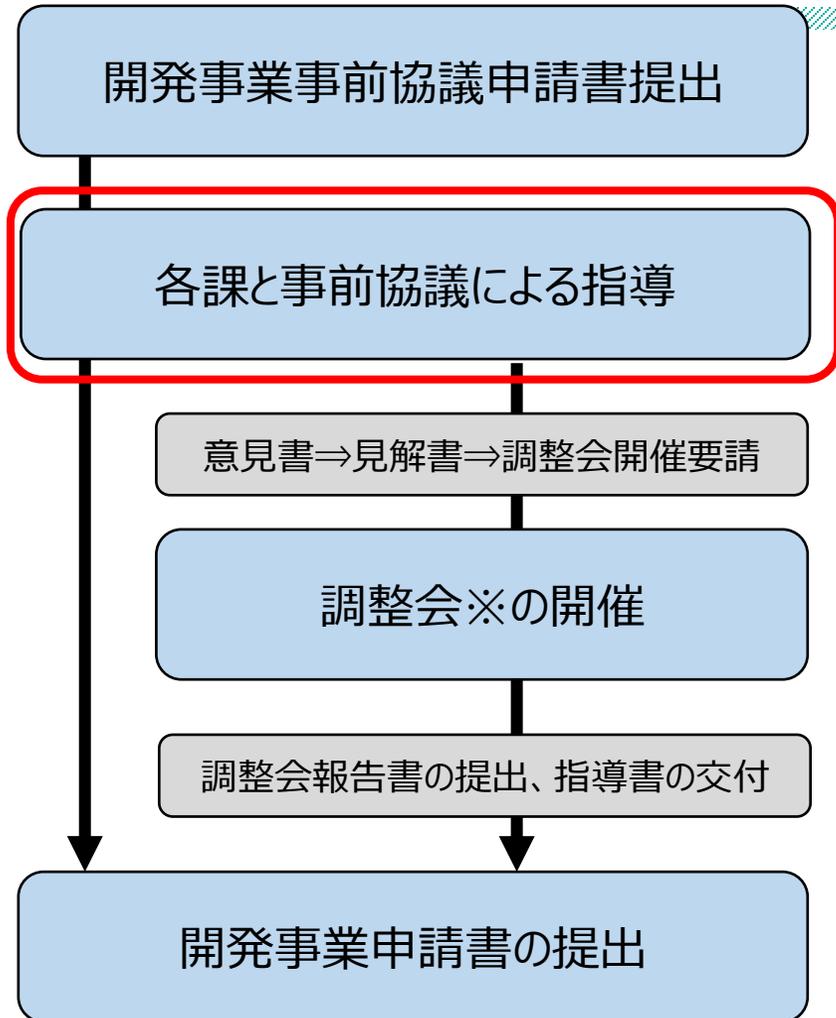




日野市まちづくり条例の近況



本計画は、日野市まちづくり条例第57条のうち、第1項1号と5号に該当

(開発事業) 第57条抜粋
 (1) 法第4条第12項に規定する開発行為

(5) 建築基準法第2条第13号に規定する建築物の建築で、
 次のいずれかに該当するもの

ア 建築基準法施行令第2条第1項第6号本文並びにただし書ロ及びハに規定する建築物の高さが10メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物の建築。ただし、高さが10メートル以下でかつ地階を除く階数が3以下の一戸建の住宅は除く。

※周辺住民等と開発事業者が協議及び調整し合意を形成することを目的に市民まちづくり会議の調整会委員（学識者）が調整する会議



日野市の気候変動対策方針

第3次環境基本計画 第4次地球温暖化対策実行計画 策定

「気候非常事態宣言」の発出 パートナーシップでの取り組みを呼びかけ

気候市民会議を実施 市民の提言を受けてロードマップに取りまとめ

第3次日野市環境基本計画 第4次日野市地球温暖化対策実行計画

目標実現に向けた決意表明として、
2022年11月6日
「日野市気候非常事態宣言」発出



全ての環境分野に係る基本計画



CO2排出ゼロ、気候変動に対応する
具体的取り組みを推進する計画

日野市気候非常事態宣言

～ゼロカーボンシティHINO 持続可能な未来を実現します～

今、私たちが暮らす地球は、温暖化により気候変動の深刻な影響を受け、すべての生き物の生息環境として危機的な状況にあります。

温暖化は、私たち人間の活動により発生していることが明らかになっています。人間による影響がすべてなくなったとしても、今までの積み重ねによる温暖化は止まりません。私たちは更なる影響を小さくできるかどうかの分岐点に立っています。

2019年の台風19号では、多くの市民が避難を強いられ、日野橋が一部陥没し、生活に多大な被害が出たように、温暖化による影響はすでに人々の生活に及んでいます。このような気候災害は重大な脅威であり、私たちは気候危機というべき非常事態に直面しています。

この非常事態を切り抜け、次の世代、さらにその先の将来の世代まで安心して暮らすことのできる環境を引き継ぐためには、私たち市民や地域の様々な企業・団体が共に手を取り、「持続可能な未来」という目標に向かって、今こそ行動を起こさなければなりません。

日野市は、ここに『気候非常事態』を宣言し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、持続可能な未来を実現するために、以下の取り組みを行います。

- あらゆる機会を利用し、気候危機が非常事態といえる段階にまで達していることを広く知らせ、認識の共有を図ります
- 二酸化炭素に代表される温室効果ガスの排出量削減を加速化するため、市所有施設における再生可能エネルギー等の積極的な導入・活用を推進します
- 気候変動について市民・地域で学び考える機会を設け、協力融合によって地球温暖化阻止の対策へ挑みます

令和4年(2022年)11月6日
日野市長 大坪 冬彦




気候変動対策施策ロードマップ

～カーボンニュートラルシティHINOの実現に向けて～

2024年9月
日野市
Ver.01



日野市気候市民会議からの提言

～カーボンニュートラルシティHINOの実現に向けて～



2030年 CO2 マイナス46%

2050年 CO2排出実質ゼロ



1, 前段

- ・ 日野市環境基本条例を遵守し、環境の保全に努めること
- ・ 環境に関する情報について各種法規制を踏まえて、可能な限り早期の情報開示に努めること。
- ・ 環境の保全等に関する市民の申出を考慮のうえ計画を検討すること

考え方

- ・ 日野市環境基本条例の基本理念等、制定の趣旨を理解したうえでの事業化を要請
- ・ 開発時点で未定の数字や事項については、環境基本条例の協議で引き続き確認を行っていく
- ・ 環境に関する情報について、出来る限りの範囲かつ、可能な限り早期の開示を要請

日野市まちづくり条例

- ・ 開発事業に関する協議として指導
- ・ 現時点で判明しているデータに基づく指導

日野市環境基本条例

- ・ 建築計画の進行に伴い判明する情報も含んだ協議



2、気候変動対策

- ・ 建築工事着工前に電力使用量や再エネ使用率など定量的なデータを含む、脱炭素化に向けた方針について可能な限り早期に情報開示を行うこと
- ・ 施設稼働後も電力使用量、再エネ使用率、CO2排出量など情報の開示に努めること

考え方

- ・ 日野市は気候変動対策に係る計画や方針（日野市地球温暖化対策実行計画、気候変動対策施策ロードマップ等）に基づき、2050年のカーボンニュートラルを目指している
- ・ 三井不動産も2050年ネットゼロを掲げており、市の方針と合致している
- ・ 上記に沿った計画となるよう誘導
- ・ 東京都の条例等により、大規模な事業者はCO2の排出量削減や報告が義務付けられている
- ・ 脱炭素に大きく関わる設備などの概要は開発段階では決まっていない。決まり次第、早期の情報開示を求めていく

●環境基本条例の協議継続

今後の計画で判明する温室効果ガス排出に係る情報や予測値についての早期開示を要請しつつ、脱炭素関連の対策を確認



3、排熱

- ・空調室外機（空冷・水冷）の排熱温度に関する市民の不安解消に努めること
- ・「ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン（国交省）」を参照すること
- ・本計画に伴い市が要請した場合は適切な対応について検討すること

考え方

- ・市民より、排熱による周辺気温の上昇が懸念事項として寄せられている
- ・排熱は、主にサーバー等のICT機器を冷却することから発生し、エアコンなどと同様に空調室外機を通して排出される
- ・一般的に、空冷の排熱温度は機器のファンにより機器上部に押し出され、上昇気流とともに周辺空気に拡散される。水冷を採用する場合は散布する水の蒸発過程で気化熱として吸収される。
- ・現在、日本にデータセンターの排熱に関する基準はない
- ・市民の不安解消に向け、努力を続けることを要請
- ・現在まとめられているガイドラインを参考とし、影響の低減を要請

●環境基本条例の協議継続

判明していく設備概要や排熱の予測値など、可能な限りの情報公開と対策を要請



4、電力関連

- ・ 市民の停電リスクに関する不安について解消するよう努めること
- ・ 再生可能エネルギー由来の電力調達及び省エネに努めること

考え方

- ・ 大規模計画の電力は高圧以上であり、一般家庭の低圧電力とは異なる配電（配線）
- ・ 本計画により周辺家庭に電力の影響が発生したり、事業者に優先的に配電されることはない
- ・ 上記の詳細な説明に努めるなど、市民の不安の解消を要請
- ・ また、施設自体の電力利用を低減する取り組みとして、脱炭素を踏まえた省エネ努力を要請
- ・ 大規模電力を利用することには変わりないため、再生可能エネルギーの利用も要請



日野市まちづくり条例の事前協議の回答案

5、土壌汚染関連

- ・日野自動車（株）が所有していた井戸を使用する場合は、東京都環境確保条例に基づく工場又は指定作業場の設置届出の際に、井戸の内容も届出に記載すること。その際、対象井戸が以前に日野自動車（株）で使用されていた井戸であることを証明する書類並びに東京都に届け出ている井戸の資料の控えを添えること
- ・また、東京都環境確保条例上の井戸の設置・変更届出の対象となる可能性があるため、必ず市と協議すること
- ・土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例第114条～117条に基づき、汚染の状況調査及び防止措置を徹底し、地下水や周辺環境を保全すること
- ・開発に際し盛り土を行う場合は、使用する用土に土壌汚染のないよう配慮すること
- ・有害物質取扱事業者が、工場または指定作業場を廃止、または工場または指定作業場の全部または主要な施設を除却する場合、東京都環境確保条例第116条の規定による届出を都に提出すること
- ・3000㎡以上の土地の改変を行う場合は、東京都環境確保条例第117条の規定による届出を東京都多摩環境事務所に提出すること
- ・コンクリート打設の際には、用水路等の公共水域への影響がないよう、使用機材の洗浄等によるコンクリート及び油の流出防止に対し十分留意すること

考え方

- ・土壌汚染対策法や東京都環境確保条例に基づき、土壌汚染の防止及び対策に係る各種手続きや配慮を要請

●環境基本条例の協議継続

地下水の想定揚水量など、詳細について可能な限りの開示を要請



6、生活環境

- ・ 緑地整備において、樹種や生態系など既存の日野市らしい生物多様性に配慮した計画とすること
- ・ 開発前における周辺市民の交通環境に配慮し、影響を最大限低減すること
- ・ 建築基準法第56条の2、建築基準法施行令第135条の12及び13等に基づく日影規制を遵守すること
- ・ 高さが15 mを超える中高層の建築に伴って、電波に係る影響を事前および事後の調査を行い、本計画に起因してテレビ電波障害の影響が発生した場合は、電波障害対策を行なうこと
- ・ 騒音（低周波音等）、振動、ビル風などの影響に配慮すること
- ・ 本計画に起因して、法令で定める許容値を超える影響が発生した場合は、適切な対応をとること

考え方

- ・ 生物多様性や交通環境などへの配慮を要請
- ・ 環境の視点として、日影規制遵守及び景観への配慮を要請
- ・ 電波障害やビル風など、その他想定される環境への負荷についても配慮を要請



6、生活環境

- ・東京都環境確保条例第123条を遵守し、騒音・振動苦情等を引き起こさないよう工事を行うこと。また、工事の実施に伴い騒音・振動等の苦情が発生し、規制値を超えたことが確認された場合には速やかに市の指導に従うこと
- ・特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合には、騒音・振動規制法第14条第1項の規定により、当該特定建設作業の開始の7日前までに、実施の届出を市（環境政策課）に提出すること
- ・特定建設作業を行う際は、騒音規制法及び振動規制法に則り、基準値及び作業時間の基準を遵守すること
- ・騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設（施行令別表第1参照）の設置を行う場合は、騒音規制法及び振動規制法第6条第1項の規定により、工事着工の30日前までに、特定施設の設置届出書を市（環境政策課）に提出すること
- ・騒音・振動規制法に基づく特定工場、東京都環境確保条例に基づく工場・指定作業場に該当するかは設備等の内容で決まるため、機器の内容が判明次第、法条例で定められている内容との照らし合わせを行い、各種基準の遵守、然るべき届出や対策を行うこと

考え方

- ・騒音と振動に関しては、国の騒音規制法及び振動規制法、ならびに東京都環境確保条例において、基準が定められている
- ・該当の工事及び施設稼働後において、定められた基準以下での運用を指導



7、その他

- ・建築物・工作物の解体・改造・補修を伴う建設工事を施工する場合は、大気汚染防止法第18条の15の規定により、アスベスト含有建材の有無を事前に調査すること。また、作業対象となる床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体又は請負代金の合計が100万円以上の建築物の改造・補修及び工作物の解体・改造・補修の際は事前調査結果を都道府県知事等に遅滞なく報告すること
- ・石綿含有吹付け材（レベル1 建材）、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材（レベル2 建材）を含む建築物・工作物の解体・改修工事を行なう場合、建築物以外の工作物と延べ床面積が2,000㎡以上の建築物は東京都多摩環境事務所へ、2,000㎡未満の建築物は日野市環境政策課へ、当該作業開始の14日前までに必要な各種届出（特定粉じん排出等作業実施届出書く大気汚染防止法第18条の7 大気汚染防止法様式第3の5>、石綿飛散防止方法等計画届出書く東京都環境確保条例第124条環境確保条例第35号様式>）を行い、所定のアスベスト飛散防止対策を行うこと
- ・届出対象外のアスベスト含有建築物の解体等工事を施工する場合であっても、所定のアスベスト飛散防止対策を行うこと

考え方

- ・アスベスト含有建材を扱う場合、大気汚染防止法における飛散防止について対応するよう要請



日野市まちづくり条例の事前協議の回答案

7、その他

- ・工事車両等に対して、アイドリングストップや土砂散乱防止の対策を周知するなど、自動車公害の発生を防止すること。
- ・20台以上を収容する駐車場を設置する場合、東京都環境確保条例第89条の規定に基づき「指定作業場」設置の届出を工事開始の30日前までに行うこと
- ・東京都環境確保条例第54条の規定に基づき、駐車場利用者に対して必要な事項を表示したものを掲示するなどして、アイドリングストップを行うよう周知すること。また、駐車場が民家に接するときは前向き駐車にするなど、自動車公害防止に努めること
- ・指定作業場の設置または変更を行う場合は、東京都環境確保条例第89条または第90条の規定により、工事開始の30日前までに、指定作業場の設置または変更の届出を市（環境政策課）に提出すること
- ・工場の設置または変更を行う場合には、東京都環境確保条例第81条または第82条の規定により、工事着工の60日前までに、工場設置の申請書を市（環境政策課）に提出すること
- ・公害が発生した旨の主張が近隣住民から挙げた際は、事実確認のための調査を行い、法令に基づき必要な対策を講じること
- ・日野市環境基本条例の基本理念を踏まえて、事業者の責務を遵守すること

考え方

- ・その他、東京都環境基本条例に定められた事項に則り、各種公害防止や手続きについて指導
- ・日野市環境基本条例の遵守、特に「事業者の責務」を踏まえ、環境への負荷を最大限低減した開発となるよう要請